

# 国別障害関連情報 スーダン共和国

独立行政法人  
国際協力機構（JICA）

令和3年2月  
（2021年2月）

株式会社国際開発センター  
株式会社コーエイリサーチ&コンサルティング

人間
JR
21-005

本調査は、JICA が株式会社国際開発センター及び株式会社コーエイリサーチ&コンサルティングに委託し、実施した。本調査の内容は2020年11月から2021年2月にかけて日本国内において実施した文献・オンライン調査と該当国関係者からオンラインで回答を得た質問票の分析等に基づくものであり、データ類の信憑性について JICA は責任を負わないものとする。

国別障害関連情報

スーダン共和国

目次

1. 基礎指標 .....	1
1-1. 基礎指標 .....	1
1-2. 障害に関する指標.....	2
2. 障害関連政策 .....	6
2-1. 障害関連行政制度.....	6
2-2. 障害関連法律の詳細.....	7
2-3. CRPD 批准による対応状況 .....	9
2-4. 障害関連施策の状況.....	10
2-5. 地域に根ざしたリハビリテーション/インクルーシブ開発 (CBR/CBID) の状況 .....	16
2-6. 盲人, 視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約批准及び対応状況.....	16
3. 障害関連団体の活動概況.....	18
3-1. 障害当事者団体の活動概要.....	18
3-2. 障害者支援団体の活動概要.....	18
4. 参考資料 .....	19

図表目次

図 1 機能障害別の障害者数割合（2008） .....	3
図 2 障害者の年齢別割合（2008） .....	4
図 3 障害者の男女別割合（2008） .....	4
図 4 障害者の居住地域（2008） .....	5
表 1 スーダンの障害関連担当機関 .....	6

略語表

CBID	Community-based Inclusive Development	地域に根ざしたインクルーシブ開発
CBR	Community-based Rehabilitation	地域に根ざしたリハビリテーション
CRPD	Convention on the Rights of Persons with Disabilities	国連障害者権利条約
DPO	Disabled People's Organization	障害者団体
IDEA	International Institute for Democracy and Electoral Assistance	民主主義・選挙支援国際研究所
JICA	Japan International Cooperation Agency	国際協力機構
MoLSD	Ministry of Labour and Social Development	労働社会開発省
NGO	Non-Governmental Organization	非政府組織
OCHA	United Nations Office for the Coordination of Humanitarian Affairs	国連人道問題調整事務所
SDGs	Sustainable Development Goals	持続可能な開発目標
UNICEF	United Nations Children's Fund	国連児童基金
WHO	World Health Organization	世界保健機関

## 1. 基礎指標

### 1-1. 基礎指標<sup>1</sup>

一人当たり GDP	441.50 米ドル	2019 年
-----------	------------	--------

#### セクター別政府支出

保健医療（対 GDP 比）	6.34%	2017 年
教育（対 GDP 比）	2.2%	2009 年
社会福祉（対 GDP 比）	1.19%	2016 年

#### 人口

総人口	42,813,240 人	2019 年
男性人口比率	50.0%	
女性人口比率	50.0%	
都市人口比率	35 %	
農村人口比率	65 %	
平均余命（全体）	65 歳	2018 年
男性	63 歳	
女性	67 歳	

#### 保健医療

栄養不足蔓延率	12 %	2018 年
新生児死亡率（1,000 人当たり）	27 人	2019 年

#### 教育

教育制度		
初等教育年数	6 年	2020 年
義務教育年数	8 年	2019 年
成人識字率（全体）	61 %	2018 年
男性	65 %	
女性	56 %	

<sup>1</sup> 世界銀行 (<https://data.worldbank.org/indicator>(参照 2020-12-08)) に基づく。

就学率		
初等教育 <sup>2</sup> （総就学率）		2017年
全体	77 %	
男子	79 %	
女子	74 %	
中等教育 <sup>3</sup> （総就学率）		2017年
全体	47 %	
男子	46 %	
女子	47 %	
高等教育 <sup>4</sup> （総就学率）		2015年
全体	17 %	
男子	17 %	
女子	17 %	

#### 雇用

失業率（全体）	16.6 %	2020年
男性	12.0 %	
女性	27.2 %	

### 1-2. 障害に関する指標

#### 1-2-1. 障害の定義

スーダン共和国（以下、「スーダン」）では2009年の障害者法で、障害者とは「長期にわたる身体的、精神的（mental）、感覚的（sensory）障害によって完全に効果的な社会への平等な参加が妨げられているもの」とされている。

#### 1-2-2. 障害に関する統計整備状況

2008年に国勢調査が実施され、障害者に関する情報が収集された。当時使用された基準は、世界保健機関（World Health Organization。以下、「WHO」）が1980年代に使用していた国際障害分類（International Classification of Impairments, Disability, and Handicaps : ICIDH）であった。2018年に第6回国勢調査が実施され、障害統計に関する国連ワシントン・グループ短縮質問紙セットが使用される予定であったが、結果はまだ公表されていない。

<sup>2</sup> 1年生～8年生（6歳-13歳）

<sup>3</sup> 9年生～11年生（14歳-16歳）

<sup>4</sup> 12年生～15年生（17歳-20歳）

1-2-3. その他統計

障害者数 (全体) <sup>5</sup>	1,854,985 人	全人口の 5.6 %	2008 年
男性	968,086 人		
女性	886,899 人		

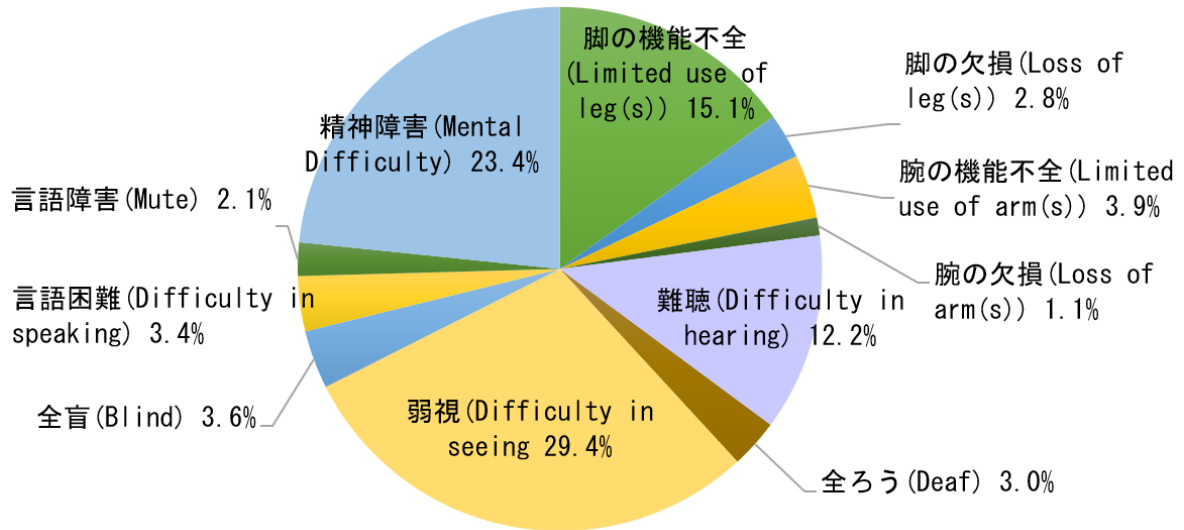


図1 機能障害別の障害者数割合 (2008)

出所 : Population Census Council (2009) 5<sup>th</sup> Sudan Population and Housing Census 2008 を基に調査チームが作成

<sup>5</sup> Population Census Council (2009) 5th Sudan Population and Housing Census 2008



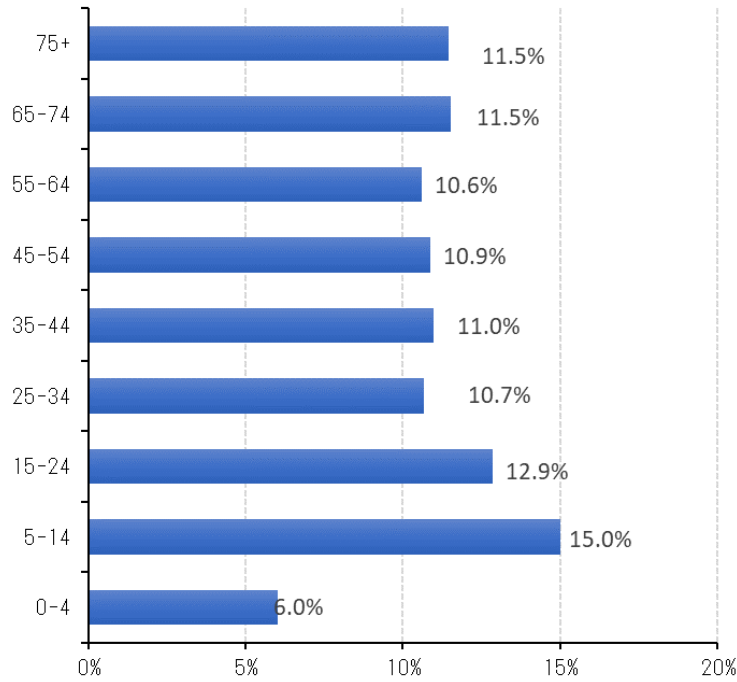


図 2 障害者の年齢別割合 (2008)

出所：ibid (2009) を基に調査チームが作成

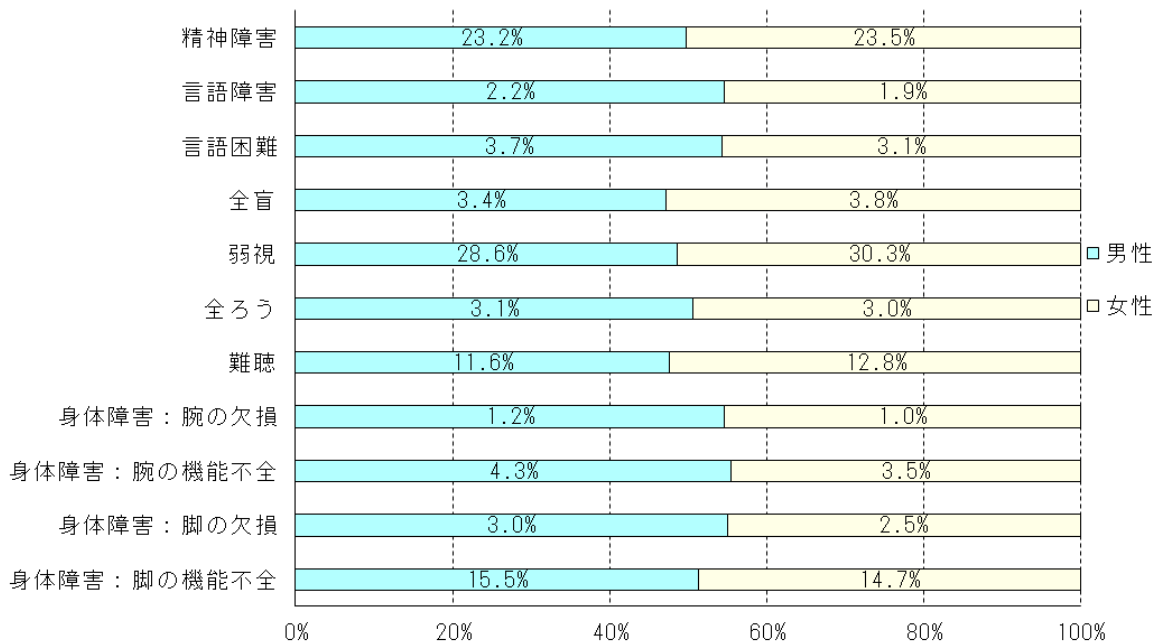


図 3 障害者の男女別割合 (2008)

出所：ibid (2009) を基に調査チームが作成

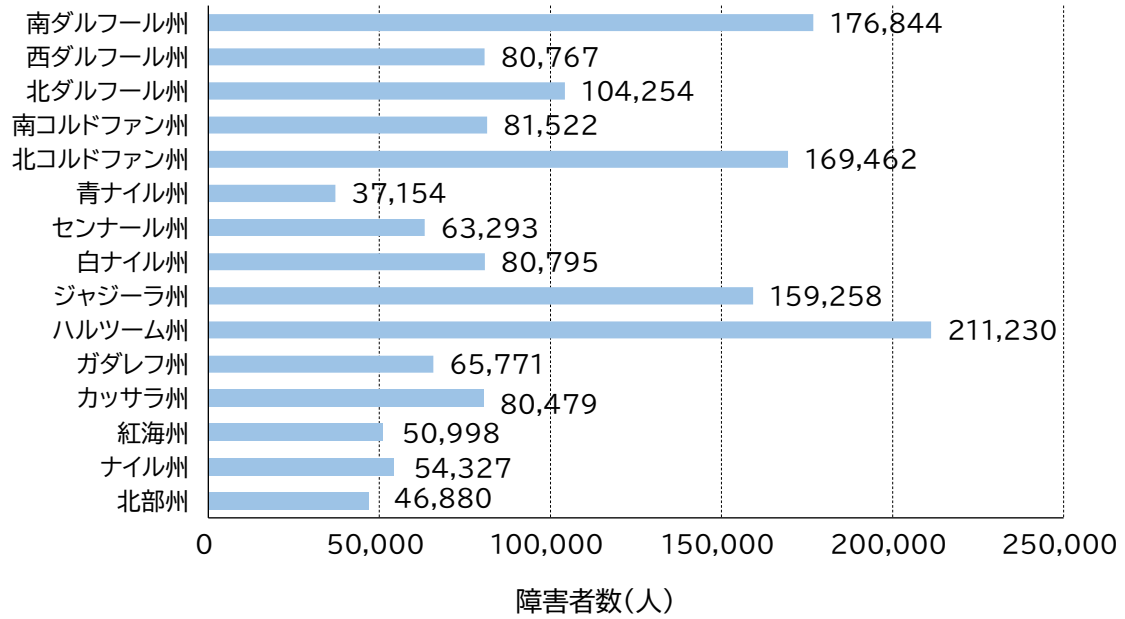


図4 障害者の居住地域 (2008) <sup>6</sup>

出所：ibid (2009) を基に調査チームが作成

<sup>6</sup> 2008年の第5回国勢調査は、2005年当時の行政区分に基づいて調査が実施された。2005年時点は15州があった。その後、2012年に中部ダルフール州と東ダルフール州が独立、2013年に西コルドファンが再設され、2021年1月時点では、18州となっている。

## 2. 障害関連政策

### 2-1. 障害関連行政制度

スーダンでは、約30年続いた前政権が2019年4月に崩壊し、同年8月に暫定軍事評議会<sup>7</sup>の代表と「自由と変化宣言勢力」<sup>8</sup>の代表が、暫定憲法の内容について合意し、暫定政府が発足した<sup>9</sup>。暫定統治期間は3年3か月であり、2022年後半に民政移管を完了する選挙が予定されている。

2019年9月に、18分野にわたる大臣が任命され、障害者支援を含む社会保護分野の業務は、労働社会開発省（Ministry of Labour and Social Development。以下、「MoLSD」）が担うことになった。前政権下では、労働省と社会保障省は分かれていたが、MoLSDは、2省の機能を統合した役割を持つ。

#### 【中央政府行政】

#### 障害関連担当機関

表1 スーダンの障害関連担当機関

No.	機関名	概要
1	労働社会開発省 <sup>10</sup> Ministry of Labour and Social Development (MoLSD)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 暫定政府期間における全国の障害者の保護・支援活動を主管</li> <li>・ 障害者支援の政府施策、予算の策定、他省庁との調整</li> <li>・ 障害者の職業訓練・雇用創出・社会的支援に関する政策策定・施策実施のための調査</li> <li>・ 障害者支援に係る能力開発、研修政策</li> <li>・ 障害者支援に関する民間セクター、ドナーとの調整</li> <li>・ 国家障害者協議会（The National Council for Person with Disability）を管轄する</li> </ul>
2	法務省 Ministry of Justice	障害者の権利保障をはじめとする法的支援活動の監視、支援活動の実施
3	保健省 Ministry of Health	障害者の療養所・医療リハビリテーション施設の運営管理
4	教育省 Ministry of Education、 高等教育省 Ministry of Higher Education	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者のための教育政策・実施</li> <li>・ 教育省には、特別支援教育局（Special Education Department）が設置されている</li> </ul>

出所：障害者権利条約政府報告及び政府ウェブサイトに基づき調査チームが作成

<sup>7</sup> The Transitional Military Council (TMC)

<sup>8</sup> The Forces for the Declaration of Freedom and Change (DFC)

<sup>9</sup> 外務省ウェブサイト（令和元年8月19日）、[https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/danwa/page6\\_000371.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/danwa/page6_000371.html)（参照2021-01-20）

<sup>10</sup> 2021年2月8日、暫定政権首相より新内閣の発表があり、労働社会省が労働行政改革省（Ministry of Labor and Administrative Reform）と社会開発省（Ministry of Social Development）に分離設立された。障害者政策は、社会開発省の主管となる。<http://www.sudan.gov.sd/index.php/en/pages/details/17/1>（参照2021-02-16）、<https://atalayar.com/en/content/sudan-has-new-government>（参照2021-02-16）

**国内調整委員会設置状況**

委員会名称	国家障害者委員会（The National Council for Persons with Disability : NCPD）
委員会メンバー	メンバーは 33 人で、50%は政府の代表、50%は障害者の代表からなる。
役割と実施状況	国連障害者権利条約（Convention on the Rights of Person with Disabilities. 以下、「CRPD」）批准直後に制定した障害者法（2009）により 2010 年に設立した委員会。CRPD に即した政策の策定、実行を目的とする。暫定統治機関では、労働社会開発省の管轄下にあり、役割を引き継いでいる。

**【地方政府行政】**

1992 年から連邦制がとられ、連邦政府（Federal government）、州政府（State governments）、地方政府（Local governments）の 3 層構造となっている。1995 年より地方分権化が進み、州政府、地方政府は、独立した自治体である。前政権下では、州レベルの省庁は、州によって若干の違いがあった。2021 年時点の暫定統治機関においても、3 層は維持されている。

**障害関連担当機関**

機関名	概要
各州の障害者委員会 (Council for Persons with disability) 州政府・地方政府の障害者支援関連省庁・部局	障害者関連の立法、基本方針は連邦政府が制定・発布し、抵触しない範囲で連邦政府・地方政府が政策を策定・実施する。各自治体がそれぞれの財政力、人材、障害に対する認識に応じて障害者支援の事業を運営・管理している。

**2 - 2. 障害関連法律の詳細<sup>1)</sup>**

2019 年に合意された暫定憲法（Sudan’s Constitution of 2019）は、基本的人権の保障とともに障害による差別の禁止について規定している。しかし、障害を理由とする差別禁止条項があるのは教育の権利についてのみである。2017 年には 2009 年の障害者法が改正された。

法律名	国家障害者法（The Persons with Disability National Act）
施行年	2017 年（障害者法（2009）の改正）
概要	スーダンにおける障害者関連の基礎的な法律として、障害者の権利を明確にし、補助器具の提供、障害者の教育、国家障害者委員会の設置を規定している。同法の構成は以下のとおりである。  (1) 一般条項、(2) 障害者の権利、(3) 国家障害者委員会、(4) 国家障害者委員会の事務局、(5) 国家障害者委員会の予算、(6) 障害者の認定

<sup>1)</sup>スーダン政府等のウェブサイト及び関連法（英訳）を基に記載

その他の障害者の権利と関係する主な法律には以下のものがある。

法律名	国家補装具・義肢協会設立法（The Act establishing the National Association for Orthotics/Prosthetics）
施行年	2002 年
概要	障害者のための補装具・義肢、補聴器、白杖などの提供支援を目的とする。

法律名	公務員法（The Civil Service Act of 2007）
施行年	2007 年
障害にかかる言及	職員数の最低 2%を障害者の雇用に割当ててることを規定

法律名	児童法（The Child Act）
施行年	2010 年
障害にかかる言及	すべての児童の権利を保障し、障害児の自立のために、社会的、医療的、精神的介助を受ける権利を規定。

法律名	医療委任法（The Medical Commission Act）
施行年	2008 年
障害にかかる言及	状況に応じた身体的訓練の提供を規定。

法律名	交通法（The Traffic Act）
施行年	2010 年
障害にかかる言及	障害者の運転免許取得規定の制度化。

法律名	ザカット法（Zakat Law）
施行年	2001 年
障害にかかる言及	障害者を含む生活困窮者の保護。

## 障害者政策<sup>12</sup>

暫定政権は新国家建設のビジョンを示す「暫定政府プログラムの一般枠組み<sup>13</sup>」を2019年12月に発表した。障害に焦点を当てた個別の政策は2021年1月時点で確認できない。

政策名	暫定政府プログラムの一般枠組み (General Framework for the Programme of the Transitional Government)
施行年	2019年
障害にかかる言及	「すべての市民が平和、自由、公正、福祉を享受できる民主的で発展を志向する国家の建設」を共通ビジョンとして掲げ、共通の価値と行動規範には、多様性の称賛、包摂的な参加、公正と平等などが挙げられている。さらに、優先的に取り組むべき10の事項の8番目として、社会保障と開発と環境保全の支援があり、特別な支援を必要とする人の政治参加、社会参加、権利保護が明記されている。

### 2-3. CRPD 批准による対応状況

スーダン国政府は、2007年にCRPDに署名し、2009年4月25日に同条約、及び選定議定書に批准した。CRPDの障害者権利委員会に提出する第1回政府報告書（以下、「政府報告」）は、2014年9月1日に提出された。権利委員会からは2017年10月11日に質問事項が提示され、スーダン国政府は2017年12月6日に回答書を提出した。市民団体からのパラレルレポートは2017年から2018年に2報告が提出されている。そして2018年3月2日に権利委員会より総括所見が発出された。次回の政府報告提出期限は、2023年5月24日である。

パラレルレポートは以下の団体／グループから2つの報告が提出された。

#### (1) 市民社会組織、支援団体

- ADD International Sudan Programme
- Working as an ally of the global disability movement
- The Sudanese National Union of the Disabled
- The Cross Disability Federation, Blue Nile State
- Sudan Autism Organization: An organization
- The Association of Women with Disabilities, Blue Nile State
- The Cross Disability Federation, South Kordofan State
- Association for Development of Women with Disabilities, South Kordofan State
- Association for Women with Disabilities, Gedaref State
- Usratana Society for Children with Disabilities
- Cripple Defiant Organization

#### (2) Global Initiative to End All Corporal Punishment of Children

<sup>12</sup> スーダン政府等のウェブサイトを基に記載

<sup>13</sup> Republic of Sudan, Ministry of Cabinet Affairs (2019) *General Framework for the Programme of the Transitional Government*

## 2-4. 障害関連施策の状況

### ① リハビリテーションを含む医療サービス

スーダン国 2019 年憲法では、すべての市民は差別なく医療サービスを受ける権利があり、障害者が差別なく医療サービスを受ける権利も規定している。また、基礎的保健サービスと緊急時の医療サービスはすべての市民が無料で受けられるとしている。

国家障害者法（2017）では、障害者への医療保険の導入を規定し、障害に応じた必要な医療サービスを受けられるとしている。また、幼児や妊婦の早期検診を行い機能障害の早期発見を行うことを規定している。リハビリテーションについては、身体的、知的、精神的なケアを受けられるとしている。

スーダンの政府報告によると、国家補装具・義肢協会によって多様なサービスが提供され、障害者権利について医療従事者への啓発教育が実施されている。障害児の早期スクリーニングと予防のため、多くの意識向上プログラムがメディアを通じて広報され、大学や高等学校で関連プログラムが実施されている。機能障害の予防のために、WHO と協働した予防啓発キャンペーンやポリオの予防接種、ビタミン A の投与などが実施されている。また、スーダンには、補装具・義肢に関連する高等レベルのディプロマコースが導入されている<sup>14</sup>。

リハビリテーションについては、技術訓練機関と提携して、優先的に訓練を受けることができる年間訓練割当制度がある。スーダンには、国立の視覚障害者訓練所が一つあり、障害者団体（Disabled People's Organization、以下、「DPO」）や市民団体も訓練・リハビリテーション施設を運営している。

総括所見では、医療従事者への障害者権利の研修、障害者へのインフォームドコンセント、地方部でのリハビリテーション機会の確保、障害種別に適した特別な医療サービスが可能になるだけでなく十分なサービス提供の促進などが推奨された。

### ② 教育

2010 年制定の児童法で、障害児を含むすべての子どもに教育を受ける権利が保障されている。同法では、障害者が、障害の特徴に適したやり方ですべての教育課程に統合される（integrating）ことを規定している。大学を含むすべての教育課程で授業料は免除される。障害者を対象とする職業訓練機関も奨励され開設されるとともに、既存の施設を障害者が教育を受けやすい環境とするよう更新が行われている。さらに同法では、障害種別や程度、できる事に応じて教育を受けられるように特別支援学校や特別支援学級（schools and classes for teaching the children having special needs）の開設を奨励している。特別支援教育では、重度の障害や複数の障害のある障害者が障害種別に応じた教育を受け、理解ができるように、特別な通訳などの配置を行うこと、点字や手話を通じた教育方法を行うことも規定している。2012 年に実施された教育省へのインタビューによると、基礎教育レベルでは、首都ハルツームに 1 校、地方都市のゲダレフに 1 校、計 2 校の盲学校がある。ハルツームのエルヌ

<sup>14</sup> Sudanese Diploma in Prosthetics and Orthotics (SDPO)

ール盲学校は 1961 年に設立され、スーダンにおける視覚障害者教育の中核的機関である。しかし、これらの 2 つの盲学校においても、点字の教科書は限られており、エジプト等から寄贈されたコーランが宗教教育の時間に使用されている他は、最近寄贈された英語の教科書が確認されただけである<sup>15</sup>。

政府報告によると、2001 年の公教育法においても、障害者の教育を受ける権利を保障し、すべての州において障害児の就学を促進するよう奨励している。授業料は免除され、州内の移動にかかる交通費を免除としている州もある。適切な教育を障害児に提供するため、国内での教員研修を積極的に実施するとともに、サウジアラビアやエジプトなどの周辺アラビア語国での研修にも参加している。特別支援教育に従事する教員やスタッフには、給料の上乗せを行う財政補填が行われている。

しかしながら、15 歳~29 歳の就学経験率は、非障害者の女性で約 60%、男性で約 75%であるのに対して、障害のある女性では約 50%、男性で約 60%という報告がある<sup>16</sup>。同報告では、15 歳以上の識字率は、非障害者の女性で約 50%、男性で約 70%であるのに対して、障害のある女性では約 25%、男性で約 50%と大きな差がある。

政府報告では、障害者の教育サービスへのアクセスを保障するために必要な対策が挙げられている。主なものは次のとおりである。

- 1) 全州の教育省に特別支援教育の部局を設置し、特別支援教育の課題やカリキュラムについて協議を行う
- 2) 特別支援教育のための教員が郡レベルに配置し、各学校の障害児の受入れ状況をモニタリングできる体制とする
- 3) 特別支援教育の概要を、教員養成校の基礎科目に導入する
- 4) 教員養成校の卒業生は、障害者施設においてさらなる訓練を行う
- 5) 資格のある障害者を教職に採用する
- 6) 障害者を教育課程に統合 (integrating) する政策は、就学前教育の段階から施行する
- 7) 一部の大学の大学院課程では、障害者の授業料を免除する、
- 8) 特別な言語が必要な障害者のために、聴覚障害のための手話の辞書を取り入れる。

総括所見では、以下の事項が勧告された。

- 1) 2017 年の障害者法の改正による成果が見られず、障害児の就学と継続率が低く、国連持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals。以下、「SDGs」) ゴール 4 のインクルーシブ教育の権利を保障するターゲット 4.5 及び 4.8<sup>17</sup>を達成するために、

<sup>15</sup> (株) 日本テレソフト・(株) 地球システム科学共同企業体 (2013) 平成 24 年度政府開発援助 海外経済協力事業委託費による「案件化調査」ファイナル・レポート スーダン共和国視覚障害者のための教育・就業支援案件化調査 (平成 25 年 3 月)

<sup>16</sup> UN (2018) Disability and Development Report, Realizing the Sustainable Development Goals by, for and with persons with disabilities.

<sup>17</sup> ターゲット 4.5 「教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子供など、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする」、ターゲット 4.8 「子供、障害及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、全ての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする」



- さらなる取り組みを実施・継続すること
- 2) 分離教育（segregated schools）を継続すると、機能障害に基づく通常の教育制度（mainstream educational system on the basis of impairment）から障害児を排除することになるため、政策の転換が必要であること
  - 3) 精神及び知的障害をもつ障害児の教育サービスへのアクセスを促進すること  
特別な言語のための機材の開発には民間セクターの協力も得ること

### ③ ジェンダーと障害

2019年に合意された暫定憲法は、すべての市民の基本的人権の保障とともに性差による差別の禁止について規定している。スーダンの家族法においても、母親と女性を不公正から守り、ジェンダー平等と家族の中における女性の役割を守り、社会生活におけるエンパワメントを行うとされている。他方、スーダンでは、児童婚や女性性器切除の慣習、女性の就学機会や就労機会に関する社会的許容度の低さ、家庭内での女性の地位の低さ、紛争中の女性の性暴力、難民・避難民キャンプ等での女性の性暴力など、課題は多い<sup>18</sup>。しかしながら、政府報告ではこれらに関する記述はない。

総括所見では、1991年の人事訴訟法（Personal Status Act）の見直しが推奨され、障害者の結婚や親権について保障されることを求めている。

### ④ 訓練・雇用、就労支援

2019年スーダン暫定憲法は、障害者を含むすべての人にあらゆる差別を禁止し、障害者が非障害者と同じ条件で就労することを保障している。国家障害者法（2017年改正）では、障害者がすべてのセクターにおいて就労・起業の機会を保障し、公務員法（2007）では、公的機関における2%の障害者雇用割当てを規定している。また、リハビリテーションを受けている障害児が就労年齢に達した時に雇用機会を得るために、各州の労働事務所に登録を行う制度がある。労働大臣は、障害者のために、公的機関には雇用の割当てを行い、民間企業には雇用を奨励している。

政府報告によると、この条項はほとんどの公的機関で適用されている。さらに教育大臣が2006年の大臣会合で、教員の2%を障害者に割当てることを提案し、ハルツーム州を含む複数の州で適用されている。障害者の雇用を保障するために、人的資源開発・労働大臣（当時）<sup>19</sup>がすべての公的機関と民間企業に質問票を送り、障害者の雇用状況を調べ、どのような部署にどのような障害者が就労されているかを把握することで、障害者の就労環境の改善に努めている。2008年の国勢調査では、19歳以上の障害者約60万人は雇用されており、その他の70万人は就労の準備が整っているという結果であった。

スーダン政府は、障害者の就労の権利をさらに強化するために、国家計画等の重要文書に

<sup>18</sup> アメリカ国務省人権報告（2018）『スーダン人権報告書』等

<sup>19</sup> Ministry of Human Resources Development and Labour

において、権利保障に関する宣言を入れるなどの努力を続けている。具体的な施策として、障害者の雇用につながる教育の機会を確保するため、障害者の自宅に近い学校への入学を奨励し、入学試験の合格基準に特別な配慮を設けるとともに、大学を含むすべての教育課程において授業料を免除している。また、技術革新による恩恵を等しく享受するために、障害種別に応じた使いやすい器具やコンピュータの改良、開発を促進し、取引税などは免除としている。

総括所見では、障害者の就労機会を促進するための包括的な枠組みがないことが懸念されている。また、2007年公務員法にある2%の雇用割当て条項には除外規定があり、業務の性質や障害の特質を理由に雇用割当てを守らない状況が常態化していると指摘している。このため、障害者の就労機会を保障する包括的な枠組みの構築と、公務員法の改定及び民間セクターにも障害者の雇用割当てを制度化することが推奨されている。

#### ⑤ 社会保障を含む障害者への社会サービス

政府報告によると、スーダンは後発開発途上国に分類され、貧困削減が国家目標の一つである。障害を含むすべての社会的弱者に等しく権利保障をし、適切な生活水準を確保するために社会的保護を保障して貧困削減の目標を達成することが求められている。

2017年国家障害法では、障害者が医療保険の適用を受けることを促進するとされている。また、公共の土地や住宅を割当てること、就労や移動、教育のための費用や補助器具の提供を規定している。

政府報告によると、2011年初めには、障害者の約20%が首都及び州において無料の医療サービスを受け、全国に7つある補装具・義肢センターからサービスの提供を受けている。収入向上のための技術訓練には400人以上が参加し、ザカット財団が関連機関と調整を行っている。社会福祉保障省（当時）と財務省（当時）は、技術訓練やリハビリテーションを実施する機関に予算の積極的な配分を行っている。

他方、総括所見では、社会的弱者への社会保障や貧困削減の対策では障害者の基礎的ニーズを満たさないとして、さらなる改善を推奨している。

#### ⑥ バリアフリーなまちづくり、防災計画における障害関連の取り組み

##### ・バリアフリー

国家障害者法（2009年、改正前）では、障害者が建物や道路、交通手段、その他の施設にアクセスするための必要な対策や、建築物のデザインや設備に障害者が移動しやすい工夫を取り、有用な技術を取り入れることを規定している。2017年のスーダン建築法改定案では、新しく建築するすべての公共の建造物を対象に、建造物までのアクセス道路の幅を一定以上確保すること、スロープ等を設けること、車いすを使用する障害者が利用できるトイ

レを設けること等の新たな条項を設けている<sup>20</sup>。しかしながら、対応する政策や実施が伴わず、規定の遵守を促進する必要性が政府報告において述べられている。

総括所見においても、CRPD に沿い、アクセシビリティに関する規定を整備し、進捗状況をモニタリングしていくこと、DPO と十分な協議を行い具体的な行動計画を作成すること、点字や読みやすい図書、音声、その他のアクセスしやすい形式の開発を早急に進めることが進言された。

・ 防災

スーダン政府は、災害を含む緊急時の安全確保に係る政策策定の提言を受けて、2007 年に気候変動への対応を中心とした行動のための国家対応プログラム（National Adaption Programme of Action : NAPA）を作成した。この行動計画には障害者についての言及は見られない。2017 年の災害リスク削減のためのグローバルプラットフォームでは、2030 年までの目標として、適切な政策の策定、地域共同体の参加保障、地方政府のための十分な資源の提供、リスクへの統合的な対応、パートナーとの連携による人を中心とする早期警報システムの導入、仙台防災枠組みと SDGs 達成のための政府の説明責任と実践力の強化が宣言されている。

⑦ 障害と開発分野の国際協力実績

<p>日本政府<sup>21</sup></p>	<p><b>【技術協力プロジェクト：障害主流化・包摂のための取り組みを行った案件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 州立職業訓練センターにおける職業訓練システム強化プロジェクト（2016～2021）</li> <li>・ 北部スーダン職業訓練強化プロジェクト（2011～2013）</li> <li>・ フロントライン母子保健強化プロジェクト（2008～011）</li> <li>・ フロントライン母子保健強化プロジェクト（マザーナイルプロジェクト）フェーズ2（20011～2014）</li> <li>・ 統合水資源管理強化プロジェクト（2016～2019）</li> <li>・ 州水公社・運営維持管理能力強化プロジェクト（2016～2020）</li> </ul>
--------------------------	---

<sup>20</sup> この条項に従い、国際協力機構（JICA）「州立職業訓練センターにおける職業訓練システム強化プロジェクト」（2016-2021）では、ホワイトナイル州立コスト職業訓練校の新校舎建築を実施した。

<sup>21</sup> 内閣府障害者白書、JICA 障害と開発パンフレット参照

	<p><b>【研修員受け入れ】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ コース名：地域に根ざしたインクルーシブアプローチによる障害者の社会参加と生計<sup>22</sup></li> <li>・ コース名：共生社会実現のためのアクセシビリティの改善 -バリアフリー化の推進<sup>23</sup></li> <li>・ コース名：スポーツを通じた障害者の社会参加の促進<sup>24</sup></li> <li>・ コース名：アフリカ地域 障害者の自立生活とメインストリーミング<sup>25</sup></li> <li>・ コース名：アフリカ地域 障害者のエンパワメントを通じた自立生活促進<sup>26</sup></li> </ul> <p><b>【無償資金協力】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ハルツーム州郊外保健サービス改善計画（2015）</li> <li>・ コスティ市浄水場施設改善計画（2015）</li> <li>・ カッサラ市給水計画（2012）</li> <li>・ カッサラ市給水緊急改善計画（2011）</li> <li>・ 食料生産基盤整備計画（2012）</li> <li>・ ハルツーム州廃棄物管理能力向上計画（2014）</li> </ul> <p><b>【草の根技術協力事業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ハルツーム州シャルガニール郡における僻地診療改善プロジェクト（2014-2017）</li> <li>・ ガダーレフ州シェリフ・ハサバラ村における母子保健サービス強化プロジェクト（2010-2013）</li> </ul> <p><b>【ボランティア事業】</b></p> <p>職種：障害児・者支援、義肢装具士、障害者体育、社会福祉士・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士（派遣先が障害関係の場合）</p>
--	---

<sup>22</sup> 参加者の所属団体：National Council of Person with Disabilities、Khartoum Cheshire Home for the Rehabilitation of Disabled Children、Ministry of Education, Gezila State、Sudanese Autism Organization、State Council for Persons with Disabilities- North Kordofan、Sudanese National Union of Physically Handicapped - North Darfur State、Usratuna Sudanese Association for Disabled Children

<sup>23</sup> 参加者の所属団体：Roads, Bridges and Drainage Corporation

<sup>24</sup> 参加者の所属団体：Physical Disability Challengers Organization

<sup>25</sup> 参加者の所属団体：Sudan National Council for Persons with Disabilities、Sudanese National Association of the Blind、Council for the Person with Disabilities, Khartoum State、Khartoum University Graduates Association for Person with Disabilities

<sup>26</sup> 参加者の所属団体：Physical Disability Challengers Organization、National Council of Persons with Disabilities - Gadaref State

	<p>【日本 NGO 連携無償】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 南コルドファン州における紛争被災民児童と若年層の就学支援及び職業技術訓練（第1年次）（2019）</li> <li>・ 南コルドファン州の国内避難民と帰還民及び受け入れ地域住民に対する生活・教育環境の改善（2017）</li> </ul> <p>【民間連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 視覚障害者のための教育・就業支援案件化調査</li> </ul>
他ドナー <sup>27</sup>	<p>【国連児童基金（United Nations Children's Fund。以下、「UNICEF」）】</p> <p>教育省特別支援教育課への「インクルーシブ教育戦略」作りを支援（2012）</p> <p>【イタリア開発協力庁】</p> <p>障害者の雇用とインクルーシブ教育を支援</p> <p>【欧州連合】</p> <p>“My Right My Sight”（2011-2013）（スーダン盲人協会と盲人リハビリテーションが実施するプロジェクトに財政支援）</p> <p>【スーダン障害者教育支援の会（The Committee for Assisting and Promoting Education of the Disabled in Sudan : CAPEDS）】</p> <p>基礎教育支援プロジェクトとしてハルツーム州の教育省に点字版の寄贈等を実施（2008～）</p> <p>【ロシナンテス】</p> <p>2006年設立。スーダンでは巡回診療や診療所の建設、栄養改善、水供給などを支援。スーダンにおける日本型透析センター事業（2014）（平成26年度医療機器・サービス国際化推進事業（海外展開の事業性評価に向けた実証調査事業））を実施。</p>

## 2-5. 地域に根ざしたリハビリテーション/インクルーシブ開発(CBR/CBID)の状況

今回のオンライン文献調査やアンケート調査では、スーダンにおける地域に根ざしたリハビリテーション（Community-based Rehabilitation : CBR）の実施状況について確認できなかった。

## 2-6. 盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約批准及び対応状況

スーダンは、2021年1月時点で、マラケシュ条約に未署名、未批准である。政府報告には、点字を含む障害に応じた情報へのアクセスや教育機会の平等を保障するために関連する施策を進めていくことが記載されている。

<sup>27</sup> 各機関・団体のウェブサイトを基に記載

## 2-7. 新型コロナウイルスの流行がもたらした影響

スーダンにおいては、2021年1月16日時点で、新型コロナウイルス感染症の感染者数が27,741人、死亡者が1,680人と報告されている。新規感染者は、1日平均105人が報告され、ピークだった2020年12月中旬の35%になっている<sup>28</sup>。一時期は、首都のロックダウン、首都間の移動が制限されていたが、2021年1月時点では解除されている。

以下の情報は、スーダンのDPO<sup>29</sup>に対するアンケート調査の回答や報道機関、ドナー機関等からの情報<sup>30</sup>によるものである。

### ① 各国政府が実施したコロナウイルス対策における障害者への合理的配慮

障害者を含む困窮世帯に対して、基礎的な食料セット（食用油、豆腐、砂糖、紅茶、小麦、塩、石鹼など）の支援が行われている。支援における障害者への合理的配慮や、障害者に特化した支援の実施は確認できない。

### ② 障害者が保健サービスを受ける権利に対するコロナ禍の影響

政治的不安定な状況下で新型コロナウイルス感染症が拡大し、障害者が保健サービスにアクセスすることが通常より困難になっている。障害があることが理由で障害者がサービスを受けられない状況は報告されていない。新型コロナウイルス感染拡大の緊急支援として、日本政府やUNICEF、Save the Children等より緊急支援を受けている。

### ③ 障害者が教育を受ける権利に対するコロナ禍の影響

地域によって、また学校によって閉鎖が続いている。政治的不安定な状況下で新型コロナウイルス感染症が拡大し、障害者を含むすべての児童・生徒・学生の教育を受ける権利が制限されている。

### ④ 障害者の移動に対するコロナ禍の影響

新型コロナウイルス感染症の感染状況や移動制限に関する情報へのアクセスに制限があり、必要な情報が障害者に届いていない。コロナ禍の影響で首都ハルツームにおいても移動制限が続いていたが、障害者への合理的配慮が取られていないため、障害者の移動はさらに制限された。

### ⑤ 障害者の就労に対するコロナ禍の影響

新型コロナウイルス感染症流行の長期化により、障害者の就労機会が減少している。オンラインによる就労機会の増大は報告されていない。自宅での勤務が可能となるようなデジタル化は経済的困窮を主な理由として普及していない。

### ⑥ 障害者への情報保障に対するコロナ禍の影響

新型コロナウイルス感染症の流行状況や予防に関する情報、及び緊急支援に関する情報は、障害者への合理的配慮による施策が取られていないことから、障害者に届いていない。

<sup>28</sup> <https://graphics.reuters.com/world-coronavirus-tracker-and-maps/ja/>（参照 2021-01-20）

<sup>29</sup> Sudanese Society for the Care and Rehabilitation of the Disabled

<sup>30</sup> WB (2020) *Social Protection and Jobs Response to COVID-19: A Real-Time Review of Country Measures*, OCHA (2020) *Humanitarian Response Plan Sudan, COVID-19 Addendum*, <https://ovci.it/index.php/en/what-we-do/covid-19/96-english/1118-sudan-and-covid-19>（参照 2021-01-25）

### 3. 障害関連団体の活動概況

#### 3-1. 障害当事者団体の活動概要<sup>31</sup>

団体名	概要
The Sudanese National Union of the Disabled	パラレルレポート提出機関の1つ。身体障害者の当事者団体。スーダン全18州に支所を持つ。身体障害者の権利、社会での自立した生活、バリアフリーの権利促進を主な活動とする
Sudanese Autism Organization	パラレルレポート提出機関の1つ。インクルーシブ教育や職業訓練を通じて自閉症の障害者へリハビリテーションを提供し就業の準備を支援している
Usratana Society for Children with Disabilities	パラレルレポート提出機関の1つ。身体障害児へのリハビリテーション、職業訓練を提供する。インクルーシブ教育のための幼稚園を設立
Association for Women with Disabilities	パラレルレポート提出機関の1つ。障害種別に特化していない女性の障害者の当事者団体。女性の障害者の権利促進、エンパワメント、就業機会の創出を主な活動とする
Sudanese Union for Deaf Persons	聴覚障害者の当事者団体。NCPDを通じて、EUの障害者支援プロジェクト（Bridging the GAP <sup>32</sup> ）を実施
Sudanese National Blind Association	視覚障害者の当事者団体。NCPDを通じて、EUの障害者支援プロジェクト（Bridging the GAP）を実施
Sudanese Union for Intellectual and Psychosocial Disability of Khartoum State	知的障害者、精神障害者の当事者団体。NCPDを通じて、EUの障害者支援プロジェクト（Bridging the GAP）を実施

#### 3-2. 障害者支援団体の活動概要

団体名	概要
ADD International Sudan Programme <a href="https://add.org.uk/countries/sudan">https://add.org.uk/countries/sudan</a>	パラレルレポート提出機関の1つ。1985年に設立した障害者当事者団体を支援する国際NGO。スーダンでは2000年以前から活動を継続している。女性の障害者のエンパワメントやインクルーシブ教育、障害者の雇用を主な活動分野とする。

<sup>31</sup> スーダンの障害当事者団体の多くはユニオンという組織形態であり、前政権の政治組織の一部を形成していた。このため、ほとんどの団体は形式上、2021年1月時点で、解散しておりホームページ等へのアクセスができない状況である（JICA技術協力プロジェクトのスーダン人プロジェクトスタッフからの聞き取りによる）

<sup>32</sup> <https://bridgingthegap-project.eu/bridging-gap-signs-four-grant-agreements-organisation-persons-disabilities-sudan/>（参照 2021-01-25）

#### 4. 参考資料

- Food and Agriculture Organization of the United Nations (FAO) and International Policy Centre for Inclusive Growth (2020) *Social protection coverage-Sudan case study*
- Government of Sudan (2015) *Consideration of reports submitted by States parties under article 35 of the Convention: Initial reports of States parties due in 2011*
- International Policy Centre for Inclusive Growth & UNICEF (2020) *Social Protection in Sudan – system overview and programme mapping (Research Report No.53)*
- JICA (2012) *The Republic of Sudan: Country Gender Profile*
- MahmuodGhalib Elmaghribi, Mustafa Omar Mohammed, and Muhammad Tahir Jan (2020) *Towards Developing Standards for the Zakat Administration in the Republic of Sudan*
- OCHA (2020) *Humanitarian Response Plan Sudan, COVID-19 Addendum*
- Population Census Council (2009) *Sudan National Baseline Household Survey 2009*
- Republic of Sudan (2019) *Sudan's Constitution of 2019* (Translated by International IDEA)  
<https://constitutionnet.org/vl/item/sudan-constitutional-declaration-august-2019>
- Republic of Sudan, Ministry of Cabinet Affairs (2019) *General Framework for the Programme of the Transitional Government*
- Republic of Sudan, National Population Council (2018) *Voluntary National Review 2018*
- United Nations (2018) *Concluding observations on the initial report of the Sudan*
- United Nations, Department of Economic and Social Affairs (2018) *Disability and Development Report, Realizing the Sustainable Development Goals by, for and with persons with disabilities*
- WHO and The World Bank (2011) *World Report on Disability*
- WHO (2015) *Health profile 2015 Sudan*

- アメリカ国務省人権報告 (2018) 『スーダン人権報告書』
- (株) 日本テレソフト・(株) 地球システム科学共同企業体 (2013) 『平成 24 年度政府開発援助 海外経済協力事業委託費による「案件化調査」ファイナル・レポート スーダン共和国視覚障害者のための教育・就業支援案件化調査』
- モハメド オマル アブディン、福地健太郎 (2015) 「スーダン--視覚障害者の教育分野を中心に (特集図書館と障害者サービス--情報アクセシビリティの向上--各国事情) 『アジア研ワールド・トレンド』 234, pp.37-39

#### <ウェブ情報>

- Republic of Sudan (2017) *The Persons with Disability National Act*  
[https://www.apminebanconvention.org/fileadmin/APMBC/Victim\\_Assistance\\_Docs/Sudan\\_Disability\\_Law\\_Translated\\_2017.pdf](https://www.apminebanconvention.org/fileadmin/APMBC/Victim_Assistance_Docs/Sudan_Disability_Law_Translated_2017.pdf) (参照 2021-01-25)
- Republic of Sudan (2010) *The Child Act*



[http://www.africanchildforum.org/clr/Legislation%20Per%20Country/Sudan/sudan\\_children\\_2010\\_en.pdf](http://www.africanchildforum.org/clr/Legislation%20Per%20Country/Sudan/sudan_children_2010_en.pdf) (参照 2021-01-25)

内閣府 (2013-2019) 『障害者白書』 <https://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/index-w.html> (参照 2021-01-25)

JICA (2017) 『すべての人々が恩恵を受ける世界を目指して「障害と開発」への取り組み』 [https://www.jica.go.jp/publication/pamph/ku57pq00002iqnxw-tt/disability\\_and\\_development.pdf](https://www.jica.go.jp/publication/pamph/ku57pq00002iqnxw-tt/disability_and_development.pdf) (参照 2021-01-25)